

介護報酬単位の見直し

現 行	改 正 案
<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 210 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位に 30 分を増すごとに 219 単位を加算</p> <p>ロ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 153 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 222 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 278 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 403 単位に 30 分を増すごとに 151 単位を加算</p> <p>※ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護が中心である指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、584 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>※ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、403 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p>	<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 231 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>※ (1)~(3)に引き続き 30 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 208 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 291 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p>

※ イ及びハについては、3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定

2 訪問看護

※ 訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき1370単位を所定単位数に加算

※ 医療機関が、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき840単位を所定単位数に加算

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合(1回につき)
100単位

※ 要介護1以上の認定を受けた利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前又は降車後の屋内外における移動等の介助又は通院若しくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行った場合に所定単位数を算定

※ 適切なアセスメントに基づく居宅サービス計画上の位置付けがあることが前提

※ この単位を算定する訪問介護事業所の指定に際し、都道府県は市町村の意見を聴取

※ 3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定

2 訪問看護

※ 訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき540単位を所定単位数に加算

※ 医療機関が、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位数に加算

3 訪問リハビリテーション費

※ 病院及び診療所において算定

4 居宅療養管理指導費

イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に1回を限度)

(1) 居宅療養管理指導費(I)	940 単位
(2) 居宅療養管理指導費(II)	510 単位

ロ 薬剤師が行う場合(1月に2回を限度) 550 単位

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあつては、処方せんによる指示)に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月に2回を限度として算定

3 訪問リハビリテーション費

※1 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定

※2 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、ADLの自立性の向上を目的としたリハビリテーションを行った場合は、病院若しくは診療所又は介護保険施設からの退院又は退所の日から起算して6月以内の期間に限り、日常生活活動訓練加算として、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

4 居宅療養管理指導費

イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に2回を限度)

(1) 居宅療養管理指導費(I)	500 単位
(2) 居宅療養管理指導費(II)	290 単位

ロ 薬剤師が行う場合

(1) 医療機関の薬剤師が行う場合(1月に2回を限度)	550 単位
(2) 薬局の薬剤師が行う場合(1月に4回を限度)	
(一) 月の1回目の算定の場合	500 単位
(二) 月の2回目以降の算定の場合	300 単位

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定)に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月に2回(薬局の薬剤師にあつては4回)を限度として算定

二 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度) 500単位

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、計画的な歯科医学的管理を行っている歯科医師の指示に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

5 通所介護費

イ 単独型通所介護費

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 332単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 383単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 514単位 |
| (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 474単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 547単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 734単位 |
| (3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 664単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 766単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,028単位 |

二 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度)

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 月の1回目の算定の場合 | 550単位 |
| (2) 月の2回目以降の算定の場合 | 300単位 |

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定

5 通所介護費

イ 単独型通所介護費

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 286単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 354単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 503単位 |
| (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 408単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 506単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 718単位 |
| (3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 572単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 709単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,006単位 |

□ 併設型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

- (一) 要支援 280 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 331 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 462 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

- (一) 要支援 400 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 473 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 660 単位

(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

- (一) 要支援 560 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 662 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 924 単位

※ 1 送迎加算 44 単位

※ 2 入浴介助加算

- イ 入浴介助加算 39 単位
- ロ 特別入浴介助加算 60 単位

□ 併設型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

- (一) 要支援 241 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 307 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 452 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

- (一) 要支援 344 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 438 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 645 単位

(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

- (一) 要支援 482 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 614 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 903 単位

※ 1 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合は、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間と通算して 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

※ 2 送迎加算 47 単位

※ 3 入浴介助加算

- イ 入浴介助加算 44 単位
- ロ 特別入浴介助加算 65 単位

6 通所リハビリテーション費

イ 通所リハビリテーション費(I)

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 331 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 387 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 532 単位 |
| (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 490 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 575 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 789 単位 |
| (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 661 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 774 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 1,063 単位 |
- ※ 通常規模の医療機関において算定

ロ 通所リハビリテーション費(II)

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 333 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 390 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 535 単位 |
| (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 480 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 562 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 772 単位 |
| (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 665 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 779 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 1,070 単位 |
- ※ 小規模の診療所において算定

6 通所リハビリテーション費

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 283 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 351 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 488 単位 |
| (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 404 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 500 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 694 単位 |
| (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 563 単位 |
| (二) 要介護 1 又は要介護 2 | 699 単位 |
| (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 | 972 単位 |
- ※ 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定

ハ 通所リハビリテーション費(Ⅲ)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	324 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	379 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	521 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	463 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	542 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	744 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	648 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	758 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,041 単位
※ 介護老人保健施設において算定	

※1 身体障害や廃用症候群等の利用者に対して、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎に個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を個別に行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1日に1回を限度として次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日（以下この注において「退院（所）日」という。）から起算して1年以内の期間に行われた場合

130 単位

ロ 退院（所）日から起算して1年を超えた期間に行われた場合

100 単位

※1 送迎加算 44 単位

※2 入浴介助加算
イ 入浴介助加算 39 単位
ロ 特別入浴介助加算 60 単位

7 短期入所生活介護費

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費(I)

(一) 要支援 948 単位
(二) 要介護 1 976 単位
(三) 要介護 2 1,021 単位
(四) 要介護 3 1,065 単位
(五) 要介護 4 1,110 単位
(六) 要介護 5 1,154 単位

(2) 単独型短期入所生活介護費(II)

(一) 要支援 872 単位
(二) 要介護 1 897 単位
(三) 要介護 2 937 単位
(四) 要介護 3 977 単位
(五) 要介護 4 1,017 単位
(六) 要介護 5 1,057 単位

※2 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合は、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間と通算して 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

※3 送迎加算 47 単位

※4 入浴介助加算
イ 入浴介助加算 44 単位
ロ 特別入浴介助加算 65 単位

7 短期入所生活介護費

イ 従来型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要支援 831 単位
b 要介護 1 875 単位
c 要介護 2 946 単位
d 要介護 3 1,016 単位
e 要介護 4 1,087 単位
f 要介護 5 1,157 単位

(二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要支援 765 単位
b 要介護 1 799 単位
c 要介護 2 854 単位
d 要介護 3 909 単位
e 要介護 4 964 単位
f 要介護 5 1,019 単位

(3) 单独型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
(一) 要支援	828 単位
(二) 要介護 1	851 単位
(三) 要介護 2	889 単位
(四) 要介護 3	926 単位
(五) 要介護 4	964 単位
(六) 要介護 5	1,001 単位
□ 併設型短期入所生活介護費	
(1) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要支援	914 単位
(二) 要介護 1	942 単位
(三) 要介護 2	987 単位
(四) 要介護 3	1,031 単位
(五) 要介護 4	1,076 単位
(六) 要介護 5	1,120 単位
(2) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要支援	838 単位
(二) 要介護 1	863 単位
(三) 要介護 2	903 単位
(四) 要介護 3	943 単位
(五) 要介護 4	983 単位
(六) 要介護 5	1,023 単位
(3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
(一) 要支援	794 単位
(二) 要介護 1	817 単位
(三) 要介護 2	855 単位
(四) 要介護 3	892 単位
(五) 要介護 4	930 単位
(六) 要介護 5	967 単位

(三) 单独型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	723 単位
b 要介護 1	752 単位
c 要介護 2	797 単位
d 要介護 3	843 単位
e 要介護 4	889 単位
f 要介護 5	934 単位
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	797 単位
b 要介護 1	841 単位
c 要介護 2	912 単位
d 要介護 3	982 単位
e 要介護 4	1,053 単位
f 要介護 5	1,123 単位
(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	731 単位
b 要介護 1	765 単位
c 要介護 2	820 単位
d 要介護 3	875 単位
e 要介護 4	930 単位
f 要介護 5	985 単位
(三) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	689 単位
b 要介護 1	718 単位
c 要介護 2	763 単位
d 要介護 3	809 単位
e 要介護 4	855 単位
f 要介護 5	900 単位

8 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	994 単位
b 要介護 1	1,026 単位
c 要介護 2	1,076 単位
d 要介護 3	1,126 単位
e 要介護 4	1,176 単位
f 要介護 5	1,226 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	928 単位
b 要介護 1	956 単位
c 要介護 2	1,003 単位
d 要介護 3	1,049 単位
e 要介護 4	1,095 単位
f 要介護 5	1,141 単位

ロ 小規模生活単位型短期入所生活介護費

(1) 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費

(一) 要支援	952 単位
(二) 要介護 1	982 単位
(三) 要介護 2	1,029 単位
(四) 要介護 3	1,077 単位
(五) 要介護 4	1,125 単位
(六) 要介護 5	1,172 単位

(2) 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費

(一) 要支援	918 単位
(二) 要介護 1	948 単位
(三) 要介護 2	995 単位
(四) 要介護 3	1,043 単位
(五) 要介護 4	1,091 単位
(六) 要介護 5	1,138 単位

8 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	949 単位
b 要介護 1	983 単位
c 要介護 2	1,032 単位
d 要介護 3	1,085 単位
e 要介護 4	1,139 単位
f 要介護 5	1,192 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	863 単位
b 要介護 1	889 単位
c 要介護 2	931 単位
d 要介護 3	973 単位
e 要介護 4	1,015 単位
f 要介護 5	1,057 単位

※ リハビリ体制加算

常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者の数を50で除した数以上配置しているものについては、1日につき12単位を所定単位数に加算

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,331 単位
b 要介護1	1,359 単位
c 要介護2	1,405 単位
d 要介護3	1,451 単位
e 要介護4	1,497 単位
f 要介護5	1,543 単位

※ 平成15年3月31日までの間に限り算定

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,265 単位
b 要介護1	1,292 単位
c 要介護2	1,336 単位
d 要介護3	1,379 単位
e 要介護4	1,422 単位
f 要介護5	1,465 単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,219 単位
b 要介護1	1,245 単位
c 要介護2	1,286 単位
d 要介護3	1,328 単位
e 要介護4	1,369 単位
f 要介護5	1,411 単位

※ リハビリ機能強化加算

常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者数を50で除した数以上に配置するとともに、個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費

(削除)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	950 単位
b 要介護1	984 単位
c 要介護2	1,094 単位
d 要介護3	1,332 単位
e 要介護4	1,433 単位
f 要介護5	1,524 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	905 単位
b 要介護1	924 単位
c 要介護2	1,033 単位
d 要介護3	1,193 単位
e 要介護4	1,349 単位
f 要介護5	1,391 単位

(四) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)

a 要支援	1,188 単位
b 要介護 1	1,214 単位
c 要介護 2	1,254 単位
d 要介護 3	1,294 単位
e 要介護 4	1,334 単位
f 要介護 5	1,375 単位

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)

1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援	1,037 単位
b 要介護 1	1,048 単位
c 要介護 2	1,066 単位
d 要介護 3	1,084 単位
e 要介護 4	1,101 単位
f 要介護 5	1,119 単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	939 単位
b 要介護 1	948 単位
c 要介護 2	964 単位
d 要介護 3	980 単位
e 要介護 4	996 単位
f 要介護 5	1,011 単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 要支援	874 単位
b 要介護 1	894 単位
c 要介護 2	1,005 単位
d 要介護 3	1,156 単位
e 要介護 4	1,313 単位
f 要介護 5	1,354 単位

(削除)

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援	929 単位
b 要介護 1	965 単位
c 要介護 2	1,017 単位
d 要介護 3	1,069 単位
e 要介護 4	1,120 単位
f 要介護 5	1,172 単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	842 単位
b 要介護 1	875 単位
c 要介護 2	921 単位
d 要介護 3	967 単位
e 要介護 4	1,013 単位
f 要介護 5	1,059 単位

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費

(一) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,263 単位
b 要介護 1	1,289 単位
c 要介護 2	1,331 単位
d 要介護 3	1,373 単位
e 要介護 4	1,415 単位
f 要介護 5	1,457 単位

(二) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,233 単位
b 要介護 1	1,259 単位
c 要介護 2	1,300 単位
d 要介護 3	1,340 単位
e 要介護 4	1,381 単位
f 要介護 5	1,422 単位

(三) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,214 単位
b 要介護 1	1,239 単位
c 要介護 2	1,279 単位
d 要介護 3	1,319 単位
e 要介護 4	1,359 単位
f 要介護 5	1,399 単位

(四) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(IV)

a 要支援	1,186 単位
b 要介護 1	1,210 単位
c 要介護 2	1,249 単位
d 要介護 3	1,288 単位
e 要介護 4	1,327 単位
f 要介護 5	1,366 単位

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費

(一) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,125 単位
b 要介護 1	1,168 単位
c 要介護 2	1,239 単位
d 要介護 3	1,309 単位
e 要介護 4	1,380 単位
f 要介護 5	1,450 単位

(二) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,097 単位
b 要介護 1	1,139 単位
c 要介護 2	1,208 単位
d 要介護 3	1,276 単位
e 要介護 4	1,345 単位
f 要介護 5	1,413 単位

(三) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,081 単位
b 要介護 1	1,123 単位
c 要介護 2	1,190 単位
d 要介護 3	1,257 単位
e 要介護 4	1,325 単位
f 要介護 5	1,392 単位

(削除)

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
基準適合診療所短期入所療養介護費

(1) 要支援	889 単位
(2) 要介護 1	899 単位
(3) 要介護 2	913 単位
(4) 要介護 3	928 単位
(5) 要介護 4	943 単位
(6) 要介護 5	958 単位

へ 介護力強化病院における短期入所療養介護費

(1) 介護力強化型短期入所療養介護費

(一) 介護力強化型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,233 単位
b 要介護 1	1,259 単位
c 要介護 2	1,301 単位
d 要介護 3	1,343 単位
e 要介護 4	1,385 単位
f 要介護 5	1,427 単位

(二) 介護力強化型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,168 単位
b 要介護 1	1,192 単位
c 要介護 2	1,232 単位
d 要介護 3	1,271 単位
e 要介護 4	1,310 単位
f 要介護 5	1,350 単位

(三) 介護力強化型短期入所療養介護費(III)

a 要支援	1,121 単位
b 要介護 1	1,145 単位
c 要介護 2	1,182 単位
d 要介護 3	1,220 単位
e 要介護 4	1,258 単位
f 要介護 5	1,295 単位

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
基準適合診療所短期入所療養介護費

(1) 要支援	796 単位
(2) 要介護 1	828 単位
(3) 要介護 2	871 単位
(4) 要介護 3	915 単位
(5) 要介護 4	959 単位
(6) 要介護 5	1,003 単位

へ 介護力強化病院における短期入所療養介護費

(削除)

(四) 介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅳ)

a 要支援	1,091 単位
b 要介護 1	1,114 単位
c 要介護 2	1,150 単位
d 要介護 3	1,186 単位
e 要介護 4	1,223 単位
f 要介護 5	1,259 単位

※ 介護力強化病院は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

9 痴呆対応型共同生活介護費

イ 痴呆対応型共同生活介護費

(1) 要介護 1	809 単位
(2) 要介護 2	825 単位
(3) 要介護 3	841 単位
(4) 要介護 4	857 単位
(5) 要介護 5	874 単位

9 痴呆対応型共同生活介護費

イ 痴呆対応型共同生活介護費

(1) 要介護 1	796 単位
(2) 要介護 2	812 単位
(3) 要介護 3	828 単位
(4) 要介護 4	844 単位
(5) 要介護 5	861 単位

※ 以下に該当する痴呆対応型共同生活介護事業所において、夜勤を行う職員を配置して痴呆対応型共同生活介護を行った場合は、夜間ケア加算として、1日につき71単位を所定単位数に加算

イ 適切なアセスメントに基づき、夜間のケア内容を含む介護計画を作成すること

ロ 夜勤職員を配置していること

ハ 過去1年以内に実施したサービスの質の自己評価結果(平成17年度以降は外部評価結果)が公開されていること